

許 可 証

住 所 東京都西多摩郡瑞穂町大字富士山栗原新田 237 番地 1

氏 名 有限会社 ヤベコー
代表取締役 矢部 一男

瑞穂町廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例第 46 条又は第 48 条の規定により下記のとおり許可する。

令和 8 年 5 月 20 日

瑞穂町長 山 崎 栄



平成 18 年 5 月 22 日許可

一般廃棄物の種類	紙くず・厨芥
収集運搬、処分の区別	収集・運搬
運 搬 先	西多摩衛生組合
作 業 区 域	瑞穂町全域
許可の有効期間	令和 8 年 6 月 13 日から 令和 10 年 6 月 12 日まで
許可の条件	(1) 法律及び条例の順守 (2) 住民に迷惑を及ぼさぬこと

- この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、瑞穂町長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、瑞穂町を被告として（訴訟において瑞穂町を代表する者は瑞穂町長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記 1 の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。